

令和7年第4回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年3月26日(水) 午後1時29分開会
午後2時20分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁 5階第2委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 横山 和明、立花 有佐、捻金 宏昭、渡部 要
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 莊川 隆則
教育部教育総務課長 毛利 久子
教育部教育指導課長 高淵 直哉
教育部生涯学習課長 亀山 慎也
教育部教育総務課総務係長 小田 康行
教育部教育指導課学事係長 伊澤 知弥
教育部教育指導課指導係長 小谷 綾子
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程
 - 日程第1 教育長報告
教育部長報告
・令和7年4月1日付け人事異動内示資料(教育委員会関係)
 - 日程第2 議案第16号 庄原市教育振興基本計画策定検討会設置要綱の制定について
 - 日程第3 議案第17号 令和7年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について
 - 日程第4 議案第18号 庄原市学校運営協議会委員の委嘱について
 - 日程第5 議案第19号 庄原市人権教育推進委員の委嘱について
 - 日程第6 議案第20号 庄原市スポーツ推進委員の委嘱について
 - 日程第7 個別報告及び協議事項
・令和7年度中学校入学式における告辞について

教育長	— 開会 午後 1 時 29 分 — ただ今から令和 7 年第 4 回庄原市教育委員会を開会します。
教育長	日程第 1 教育長報告 日程第 1、教育長報告からです。本日は 4 点報告します。 ・閉校式について ・小学校の卒業証書授与式について ・行事等の報告について ・児童生徒の進路状況について 続いて、教育部長報告をお願いします。
教育部長	・令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動内示資料（教育委員会関係）について
教育長	日程第 2 議案第 16 号 庄原市教育振興基本計画策定検討会設置要綱の制定について 日程第 2、議案第 16 号、庄原市教育振興基本計画策定検討会設置要綱の制定について議題とします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長 ※資料議案集	教育総務課から議案第 16 号について説明します。議案集 1 ページをご覧ください。庄原市教育振興基本計画策定検討会設置要綱の制定についてです。本案は、2 ページ、提案理由にあるように、庄原市教育振興基本計画策定検討会の設置に関し、必要な事項を定めるため同検討会設置要綱を制定しようとするものです。1 ページ、設置について定めた第 1 条において、教育基本法の規定に基づく庄原市教育振興基本計画を策定することに関し、教育関係者等からの意見を聴取するため、庄原市教育振興基本計画策定検討会を設置することとしています。
※資料No. 2	基本計画の策定については、別添資料No. 2、第 3 期庄原市教育振興基本計画の策定について、によりご説明します。 1.趣旨です。令和 3 年 3 月に策定した第 2 期庄原市教育振興基本計画が令和 7 年度を以て終了することから、令和 8 年度を始期とする、第 3 期庄原市教育振興基本計画を策定するものです。 2.計画の法的根拠と位置づけです。（1）法的根拠として、資料下段の表をご覧ください。この度策定するのは、表の左にある教育振興基本計画で、教育基本法に基づき、地方公共団体が教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するものです。策定は努力義務とされていますが、引き続き、本市の教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、第 3 期計画を策定するものです。また、表の右側、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する「大綱」は、同法により地方公共団体の長に対して、策定の義務が課されています。首長と教育委員会で構成する総合教育会議で協議し、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定

教育長	めるものです。なお、表の下にあるように、首長が総合教育会議において、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はありません。 2 ページ、(2) 計画の体系と位置づけです。本計画は、教育基本法に基づいた「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」とし、国及び県の関係計画並びに、同じく令和8年度を始期とする第3期庄原市長期総合計画と整合、調整を図り策定します。教育振興基本計画と教育大綱の位置づけについては、第2期基本計画において、基本計画のうち、基本理念及び基本目標の部分を教育大綱として位置づけていました。第3期基本計画での扱いについては、新市長との調整になります。 3. 計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。 4. 市民等からの意見聴取については、本要綱により設置する計画策定検討会で協議、検討を行うとともに、市民アンケート調査の実施や、その結果の分析と課題の整理、パブリックコメントの実施により行うこととしました。 5. 策定体制は、庁内検討組織と市民検討組織による体制とし、市民検討組織から意見聴取した内容を計画素案に反映するよう努めることとしています。 6. 計画の構成です。本計画は記載のとおり、基本事項、第2期計画の検証及び基本計画により構成します。 8. 策定のスケジュール案です。第3期長期総合計画と整合を調整しながら策定するため、右に長期総合計画の策定スケジュールを併記しています。5月の教育委員会会議において、検討委員の委嘱について決定いただいた後、検討会を開催し、協議を開始します。なお、市長部局と調整し、総合教育会議を5月頃を目処に開催し、教育大綱の位置づけ等を協議いただきたいと考えています。その後、長期総合計画と調整しながら、11月に最終案作成、12月にパブリックコメント、2月の決定を目指します。 改めて計画策定検討会の設置要綱について説明をします。議案集の1ページをご覧ください。第2条、検討事項では、「検討会は、計画の策定に関することについて意見交換及び意見聴取を行うものとする。」とし、第3条、組織では、「委員を12人以内」とし、(1) 学校教育関係者、(2) 社会教育関係者、(3) 学識経験者、(4) その他教育委員会が必要と認める者から教育委員会が委嘱するとし、第4条、任期を「委嘱の日から令和8年3月31日までの間」としています。2ページ、第5条では会長について、第6条では会議について定め、第7条で庶務については、教育総務課において処理するとしています。附則として、「この告示は、令和7年4月1日から施行する」とし、「令和8年3月31日限り、その効力を失う。」としています。議案の説明は以上です。 ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。 それでは、議案第16号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
-----	---

教育委員 教育長	(全員挙手) 賛成全員ですので、議案第 16 号は可決されました。
	日程第 3 議案第 17 号 (非公開) 令和 7 年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について
	日程第 4 議案第 18 号 (非公開) 庄原市学校運営協議会委員の委嘱について
	日程第 5 議案第 19 号 (非公開) 庄原市人権教育推進委員の委嘱について
	日程第 6 議案第 20 号 (非公開) 庄原市スポーツ教育推進委員の委嘱について
教育指導課長	日程第 7 個別報告及び協議事項 ・ 令和 7 年度中学校入学式における告辞について
教育総務課長	その他 協議事項 ・ 令和 7 年度庄原市教育行政施策の方針の策定（完全版）について
教育長	それでは、以上をもちまして、令和 7 年第 4 回教育委員会を閉会します。本日はお疲れ様でした。 — 閉会 午後 2 時 20 分 —